

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認 令和3年 6月 4日

新型コロナ作業部会確認 令和3年 6月 8日

事業名 【コロナ対策経費】フリート(乗用車)・バス等車両費

案件名 【コロナ対策経費】大会関係者輸送用バスの調達に伴い発生するバス料金等の支払いに関する覚書の締結

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 当該委託に係る経費負担は、大会関係者の輸送時において新型コロナウイルスへの感染防止対策として追加の車両を調達するものであり、令和2年12月4日の合意による、大会の追加経費のうち新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当するものと考えている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意において、組織委員会が大会関係者に係る輸送及びオペレーション等業務全般を担うこととなっている。 大会運営の一環として行う事業であることから、運営主体である組織委員会が一括して執行することが効率的、効果的である。 組織委員会が一括して実施することで、関係各部門との調整など意見の反映が可能であり効率的である。 これまでも、大会関係者に係る業務は組織委員会が一括して実施してきており引き続き実施する方が効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	必要性 <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、大会関係者の輸送時における新型コロナウイルス感染防止策として、フィジカルディスタンスの確保を目的に、追加の車両を調達するものであり不可欠な事業である。 新型コロナウイルス感染症対策調整会議において整理された中間整理に基づき「フィジカルディスタンスの確保」「密閉・密集・密接の回避」の対策を実施するものである。 	
	効率性 <ul style="list-style-type: none"> 予定価格については、バスの運行計画を基に仕業数を算出して設定している。 国交省により定められている貸し切りバスの「時間・キロ併用制運賃」を基に単価設定を行っている。 	
	納得性 <ul style="list-style-type: none"> 組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された内訳書、覚書(案)等により積算内容や金額等を確認し、納得性があると判断した。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象と	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な業務に係る経費であり、公費負担の対象として適切であ 	

して適切なものであること	る。また、V5予算内に収まっていることを確認した。引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組むこと。	
--------------	---	--

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和3年 6月 4日

東京都作業部会確認年月日 令和3年 6月 8日

事業名 フリート(乗用車)・バス等車両費

案件名 大会関係者輸送用バスの調達に伴い発生するバス料金等の支払いに関する覚書の締結

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件は、大会関係者の輸送に必要なバスを調達するものであり大会運営上必要な事業である。 ● 経費負担の基本的な考え方は、平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであるが、公費負担は調整事項としている。公費負担対象分については、精査を行った上で報告すること。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ● 大会運営の一環として行う事業であることから、運営主体である組織委員会が一括して執行することが効率的、効果的である。 ● 組織委員会が一括して実施することで、関係各部門との横断的な調整が可能であり効率的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 本件は、大会関係者の輸送に必要なバスを調達するものであり、円滑な輸送を実現するために不可欠な事業である。 ● 本件は、車両費、乗務員や高速料金などバス運行に必要な経費を含む費用を負担するものであり、大会関係者の円滑な移動を実現するために必要な内容であることを確認している。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 予定価格については、バス運行計画を基に仕業数を算出している。 ● 国交省により定められている貸し切りバスの「時間・キロ併用制運賃」を基に単価設定を行っている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された内訳書、覚書(案)等により積算内容や金額等を確認し、納得性があると判断した。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体としては、予算内での執行を行うことについては確認しているが、現時点では、大会関係車両の通行料金に係る費用負担は調整事項となっているため、調整が整うまでは全額組織委員会負担とする。 ● 大会運営の一環として行う事業であることから、大会関係車両の通行料金に係る費用を除くパラ経費については公費負担の対象として適切である。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。